

在留外国人の方・外国の学校出身の方へ

※在留外国人の方は必ず確認してください

最終学歴の各種証明書について

日本国外の大学・大学院を卒業または修了した方で卒業・修了証明書等に取得学位の記載がない場合には、学位取得証明書も提出してください。

中国の学校を卒業または修了した方は、「中国の学校を卒業・修了された方へ」に記載されている通りに書類を提出してください。

最終学歴の各種証明書は、原則として日本語または英語で表記された原本に限ります。

日本語または英語以外の言語で表記されている場合は以下の書類を提出してください。

各種証明書の原本	出身学校から発行されるもの。
日本語または英語の翻訳文	大使館や自国公証処等の公的機関で認証を受けたものに限る。日本語学校の認証は不可。

証明書の原本を提出することができない方は以下の書類を必ず書留で提出してください（中国の学校を除く）。
本学で写しを取った後、返送用封筒を使用して原本を返却します。

卒業証書・各種証明書の原本	出身学校から発行されるもの。
日本語または英語の翻訳文	大使館や自国公証処等の公的機関で認証を受けたものに限る。 日本語学校の認証は不可。
返送用封筒	返送先の住所・氏名を記入し、必要な料金分の切手を貼付すること。 速達や書留を希望する場合には、その分の切手も貼付すること。

※郵送に伴う書類の紛失や返送の遅延などに伴う損害について、本学は一切責任を負いません。

中国の学校を卒業・修了された方へ

中国の学校を卒業・修了された方は、以下の書類を提出してください。

証明書類の入手に時間を要することが想定されますので、早めに準備をしてください。

高等教育学歴認証	中国高等教育学生信息网（CHSI）が発行する英語で作成された Verification Report of China Higher Education Qualification Certificate の原本*。
高等教育成績認証	中国高等教育学生信息网（CHSI）が発行する英語で作成された Verification Report of China Higher Education Student's Academic Transcript の原本*。
認証報告書 <学位取得者のみ提出>	中国教育部学位与研究生教育发展中心（CDGDC）が発行する、「電子認証報告書（CREDENTIALS REPORT）」をプリントアウトしたもの。 修士課程を受験する方は、学士学位（Bachelor's Degree）、博士後期課程を受験する方は、修士学位（Master's Degree）を取得していることが証明されていること。

* PDF ファイルを印刷したものは認めません。必ず中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構が発行する原本を提出してください。

各種証明書発行機関

- 卒業証明書・成績証明書
中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構（株式会社メリットファイブ内）
TEL : 03-6909-2235 Mail : info@chsi.jp
URL : <http://www.chsi.jp/>
- 学位取得証明書
中国教育部学位与研究生教育发展中心
URL : <https://www.cdgdc.edu.cn/>

留学ビザの取得について

2020年3月31日までに留学ビザへの変更・更新が確認できない場合、退学もしくは入学取り消しになることがあります。

入学決定後、早めに在留資格を変更・更新してください。また、ビザ取得のための審査は法務省が行うため、不許可となった場合、大学は責任を負うことはできません。留学ビザの取得に関しては、以下の項目を確認してください。

日本に在留する在留ビザを取得している方
<p>④「留学」ビザを取得している場合</p> <p>在留資格更新許可申請は、在留期間が満了する3か月前から可能です。 ただし、在留資格に該当する活動を行うことなく3か月以上滞在すると、在留資格取り消しの対象となりますのでご注意ください。 また、「留学」ビザの在留期間が入学後に残っている場合であっても、所属する学校に変更があった場合には、変更後14日以内に入国管理局へ「活動機関に関する届出」を提出する必要があります。</p>
<p>⑤「留学」ビザへの変更が必要な場合</p> <p>在留資格変更許可申請をし、日本国内で「留学」ビザに変更してください。 入学手続きが済んだ方にはビザの変更に必要な「入学許可証」を発行しますので、本学入学センター(TEL:03-3952-5115)に申請してください。 ただし、「短期滞在」のビザで日本に入国している方は、原則として日本国内で在留資格の変更が認められていないので、一度日本国外へ出て「留学」のためのビザを取得しなければならなくなることもあります。</p>
日本に在留する在留ビザを取得していない方
<p>在留資格認定証明書交付申請をする必要があります。在留資格認定証明書とは、日本に入国するために必要な証明書です。 在留資格認定証明書等の必要書類を在外公館（日本大使館または総領事館）に提出し、パスポートに査証（ビザ）の発給を受けてください。 日本国外在住の方で、在留資格認定証明書交付申請の代理申請が必要な場合は、本学入学センター(TEL:03-3952-5115)へご連絡ください。 また、入学手続きが済んだ方にはビザの変更に必要な「入学許可証」を発行しますので、本学入学センターに申請してください。</p>

よくある質問例

- Q1. 外国籍保有者にのみ提出が求められている「住民票」ですが、出願時点で日本国外に在住している場合はどのようにすればいいですか？
- A. 日本に在住していない場合は、提出不要です。
- Q2. 自分の出身国や地域の祝日（例：春節）等によって、必要な書類を期日までに準備することができない場合、期日を延長することは可能ですか？
- A. 入学資格審査願提出期間および出願期間は一切延長しません。前もって必要な書類を準備してください。

Q3. 長期履修制度は利用できますか？

- A. 留学生の方は長期履修制度を利用することはできません。

Q4. 提出が求められている「最終学歴の卒業（見込）証明書または学位授与（見込）証明書」「最終学歴の成績（見込）証明書」ですが、出身大学や自国政府から英文または和文証明書が発行されません。その場合、在籍している日本語学校などによる翻訳でも認められますか？

- A. 出身大学や自国政府から英文または和文証明書が発行されない場合は、大使館や自国公証処が発行した、その翻訳が正しいことを証明する「公証書」を原本と一緒に提出してください。在籍している日本語学校などが発行する翻訳文は認められません。また、中国の大学や大学院を卒業・修了した場合は、P6を参照してください。